

虐待防止委員会設置規定

児童デイサービスびたみん B

1. 委員会の目的

当事業所は利用児童の安全と人権保護の観点から虐待の防止とその適切な対応のために、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」を遵守するとともに、下記の対策を講じ必要な事項を定めて虐待防止に努めます。

- (1) 虐待防止委員会の設置
- (2) 虐待の防止に関する責任者の選定
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 職員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修の実施

2. 虐待防止委員会の主な役割

- (1)職員倫理綱領を職員に周知し、行動規範とするよう啓発する。
- (2)「虐待の分類」について、職員に周知することと、定期的な見直しを行い、疑いのある項目を足していく。
- (3)「虐待発見チェックリスト」結果による調査を必要あるごとに実施する。
- (4) 上記の実施した調査の結果、虐待や虐待の疑いがあるときは、虐待防止責任者に報告する。
- (5) 虐待防止に係る研修を年1回以上行うこととする。
- (6) 事故等の問題が虐待につながるような場合は、虐待防止委員会において対応する。
- (7) その他、法令及び制度の変更のあるごとに委員会を開催し、規定等の見直しを行うこととする。

3. 委員会の組織及び開催について

委員会の構成は、次の職にあるもので組織する。

- (1) 虐待防止責任者、苦情解決責任者(管理者)
- (2) 苦情受付担当者(児童発達支援管理責任者)
- (3) 第三者委員(矢島明子ふじみ野キリスト教会牧師)、主任
- (4) その他必要と思われる職にあるものを加えることができる。

委員会の開催は次のとおりとする。

- (1) 委員会は、年1回以上開催する。
- (2) 当事業所内で虐待事例が発生した場合は必ず開催する。
- (3) 虐待防止に関する当施設内での協議事項が生じた場合は随時開催する。

4. 委員会の責務

委員会の責務は次のとおりとする。

- (1) 委員会は、虐待が起こらないよう事前の措置として、職員の虐待防止意識の向上や知識を周知し、虐待のない施設環境づくりを目指さなければならない。
- (2) 委員会の委員長及び委員は、日頃より利用児童の支援の場に虐待及び虐待につながるような支援が行われていないか観察し、必要があるときは職員に直接改善を求めたり、指導することと

する。

- (3) 委員会は、その他の各委員会とも連携をとり利用児童への虐待の疑いのある事案や支援等に問題がある場合は、各委員会と協議し、協同で会議を開催する等、虐待防止の対応・対策及び改善を図るものとする。

付則 この規定は、令和4年4月1日から施行する。